

◇ 天野和夫賞 ◇

天野和夫賞

第11回受賞者および選考理由

1. 天野和夫賞の趣旨

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とする。

2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

3. 第11回天野和夫賞選考の経過

2013年度については、規程第6条に基づき、山本忠・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、田中成明・京都大学名誉教授（法哲学専攻）、平野仁彦・本学法学部教授（法哲学専攻）、高橋直人・本学法学部教

授（法史学専攻），渡辺千原・本学法学部教授（法社会学専攻），湯山智之・本学法学部教授（法学研究科大学院担当副学部長），倉田玲本学法学部教授（教学部副部長）を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は，2013年9月20日に開催され，選考の結果，以下のよう
に決定した。

4. 第11回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

大西貴之氏

最終学歴：2013年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：法哲学

学 位：博士（法学）立命館大学

博士論文：「法的思考における討議理論の可能性と限界」

【選考理由】

本論文は討議民主主義を思想的基盤とする「討議理論」の法理論としての可能性と限界を考究したものである。

ハーバーマス討議理論の法学方法論上の含意を明らかにするために，この研究論文では，同じく討議理論に与しながら，法的討議の理解，法解釈方法論，法的権利の位置づけなどにおいて注目すべき差異を示しているアレクシーの理論を考察の対象としている。そして，司法的決定や法的思考そのものを討議的性格のものとする捉え方を明らかにしながら，討議理論内部で展開されている多様な議論を「構造的観点」と「実体的観点」から整理し，法的討議についての考え方の違いを分析している。

司法の理論として討議理論がいかなる含意をもつのかを彫琢しようとした点に独自性が見られる。また，法に関する討議理論内部の論争を整理し，多元化が進行する今日の社会において「討議」が秩序形成原理として

いかなる意義をもちうるかを改めて明らかにした点も評価される。

大西氏は本論文によって2013年度本学法学研究科課程博士の学位を取得した。天野賞に相応しい学位論文であると考えられる。

張 挺 氏

最終学歴：2012年9月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：民法

学 位：博士（法学） 立命館大学

博士論文：「環境民事責任に関する日中比較研究 ——差止請求権を中心に——」

【選考理由】

急速な経済発展にともない、現在の中国では、大気汚染など、様々な環境問題、公害問題が顕在化し、それに対する法的対応が進展している。張氏の研究は、環境被害の民事上の差止に関し日本法と中国法の比較研究を行うものである。

張氏は、中国には民法および環境法において差止に関する明文規定があるが、環境差止の法的性質及び要件が必ずしも明らかになっていないと言えないため、十分有効に機能していないという問題意識から、明文規定がないため、かえって、その法的根拠・法的性質について様々な議論がなされ、それと結びつけて具体的な要件や判断基準に関する議論が分厚く行われてきた日本法の分析を行い、日本法から示唆を受けて、中国の環境差止論のあり方を探る研究を行い、学位論文を完成させている。現在、この学位論文を中国語にする作業中と聞いているが、これが完成すれば、大きな意義を持つものと思われる。また、張氏が学位論文の基礎となった立命館法学登載の論文において行った分析は、中国の事情を紹介するだけでなく、日本の裁判例や学説の緻密かつ斬新な分析の部分でも、日本の学会に

寄与するところが大きいと考えられる。

特筆すべきは、張氏が、来日後わずか3年（正確には2年10カ月）の短期間にこの研究を完成させたことである。これは、張氏の日本での精力的な研究の賜物であるが、同時に、彼の優秀さの表れでもあると考えられる。帰国後すぐに、浙江省の杭州師範大学法学部（中国の大学では、かつての専門大学が総合大学になったという経過から、師範大学や工科大学等にも法学部がある）に専任講師のポストを得ることができたことにも、彼の能力や識見に対する高い評価が表れていると考えられる。

(2) 規程第3条1項2号該当者

田口裕貴氏

最終学歴：2013年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：労働法

学 位：修士（法学）立命館大学

修士論文：「企業再編による労働承継と労働者の自己決定」

【選考理由】

労働契約承継法は、会社分割にあたって、一定の従業員につき承継に本人との合意を要求する一方で、合意手続きから排除される従業員を認めているが、その問題性を緩和するため、協議を求める規定も有している。行政解釈では、その一つである旧商法改正附則5条協議は、当該従業員の労働条件につき協議するもの、他方の労働契約承継法7条協議は、従業員代表と会社分割の背景等について協議するもの、と解釈している。それに対して本論文は、両者の区別に正当な根拠はなく、使用者の情報提供義務を根拠とし、一人一人の従業員と分割にかかわる全ての内容につき協議すべきことを論じている。学説・判例ともに、両規定の協議内容・対象・効果について、明確に二分することを前提としており、両規定の区別を否定

する議論，根拠として情報提供義務を挙げる議論はされていない。この意味で，本論文は新しい論点と見解を提示するものであり，会社分割において労働者の合意を保障することに向けて重要な根拠を提示するものである。

(3) 規程第3条2項該当者

木原 淳 氏

最終学歴：2009年9月 東北大学大学院法学研究科博士後期課程（法政理論専攻）修了

* 福島工業高等専門学校専任講師，同校准教授を経て，2013年4月より富山大学共通教育センター教授

専門分野：法哲学

学 位：博士（法学） 東北大学（2009年9月）

著 書：『境界と自由：カント理性法論における主権の成立と政治的なるもの』成文堂（2012年）

【選考理由】

カント理性法論の今日的意義は何か。本書は，カントの実践哲学を法哲学的観点から改めて読み直す思想史的研究であると同時に，グローバリズムが進行する現代社会の理性的秩序形成原理をカントの哲学から批判的に読み取り，国際法秩序の基礎を闡明しようとした意欲的な哲学的・理論的論考である。

著者はこの研究成果により東北大学より課程博士の学位を授与された。

カントの法哲学を見る際に主として依拠しているのは，カント理性法論としてこれまであまり注目されてこなかったカント晩年の著作『人倫の形而上学』の前半部分「法論」である。超越論的实践哲学をもとに，所有権に関する「仮想的占有」論，先占の行為主体としての「主権国家」概念，根源的契約によって形成される「普遍的立法者意思」とその下での抵抗権

否認論など、法論の基礎を明快かつ丁寧で考察している。考察を通して、ロールズやハーバーマスに見られるリベラルなカント解釈とは異なり、ルソーおよびアレントを援用しながら、国民主権を基盤とする共和主義的な法的体制の基礎理論を構築している。また、今日のグローバリゼーションを牽引していると見られる、自己所有および労働所有論にもとづくロック的な経済秩序およびそれに基づくリバタリアン的な秩序思想を理性法論をもとに批判している。

カントの法論から、主権的国民国家の共存を基層としつついかに公共的かつ理性的な秩序空間を形成していくことができるかを明らかにし、現代国際法の世界市民法的基盤を確立した。その研究の独自性と成果は学会でも高く評価されている。天野賞に相応しい、優れた「法の基礎理論」研究である。

5. 天野和夫賞授与式

2013年12月6日、本賞の受賞者出席のもと、竹濱修・本学法学部長の司会により「天野和夫賞第11回授与式」が開催された。川口清史・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、山本忠・選考委員長より選考理由の報告が行われた。

授与式の後、関係各位の出席を得て、なごやかに茶話会が行われた。